

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 8月定例会 )

平成28年8月23日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 勝浦市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さんこんにちは。

昨日の台風9号、千葉県内では県内に直接上陸をしたという台風は、11年ぶりだそうです。

そして、勝浦市の瞬間最大風速は45.5メートルと午後1時過ぎにはものすごい強風と大雨が台風の影響であった訳でございます。

そういった中で、農家の方々あるいは住宅等にも被害が発生しているというような声を耳にした訳でございます。

とりわけ水稻農家の稲作経営の方々は、コシヒカリ等が目前に稲刈りが始められる状況下にあった訳ですけれども、昨日の台風9号の影響を受けて素晴らしい稲であったにもかかわらず、倒伏されたということで、これから先、稲刈りに支障が出てくると思われ、そのような中、皆様方におかれましては本日の農業委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、慎重審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高旨粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

ただいまから、平成28年勝浦市農業委員会8月定例会を開催させていただきます。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願いいたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定によりまして、議長において、1番吉野茂子委員及び2番末吉光委員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長お願いします。

○事務局長（中村泰輔） 説明いたします。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、杉戸の田2筆、延べ2,911平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受けて規模を拡大したいとし、譲渡人は、高齢により作付け出来ないため売り渡したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、杉戸消防詰所から●側約●●●メートルから●●●メートルの地点とな

ります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづいて、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、7番の藤江義博委員、よろしく願いをいたします。

○7番（藤江義博委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月18日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、適正に耕作されておりました。

申請者、貸付者は高齢のため作付が出来ないということです。

譲受人は経営規模の拡大のため申請に至ったとのこと。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、松部の畑、353平方メートル、住宅用地への転用を伴う、売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建122.56平方メートルです。

転用の時期は、平成29年1月30日から平成29年6月30日、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、定年にあたり申請地に住宅を新築して定住したいとし、譲渡人は、遠方に居住し耕作出来ないため、譲受人の要望により売り渡したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、勝浦海中公園から●側●●●メートルの地点となります。

次に、3ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、串浜の田、935平方メートル、駐車場への転用を伴う、売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、駐車場普通車22台です。

転用の時期は、平成28年9月20日から平成28年10月30日、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、従業員駐車場が不足しているため、申請地を買い受け転用したいとし、譲渡人は、遠方に居住し耕作出来ないため、譲受人の希望により売り渡したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、勝浦清掃センターから●側●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番につきまして、8番の滝口裕都委員お願いをいたします。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明どおりでございます。

8月17日、現地調査を行い、代理人●●様と面談をいたしました。

申請地は、概ね管理されている状態でございます。

今回、申請者は、住宅用地とするため申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地もなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

資金計画も妥当であり、工事も可能であることから、転用の実現性は確実であると認め

られます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 続きまして、申請番号2番につきましても、8番の滝口裕都委員  
お願いいたします。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

8月17日、現地調査を行い、代理人●●様と面談しました。

申請地は、概ね管理されている状態でございます。

今回、申請者は、駐車場用地とするため申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地もなく、他への代替性もありませんので問題はないと判断いたします。

資金計画も妥当であり、簡単な整地のみで工事が可能であることから、転用の実現性は  
確実であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに、賛成の委員は  
挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

続いて、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに、賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成28年8月10日付けで決定を求められたものです。

このたびの8月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,132平方メートルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、松野の田1,132平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成28年9月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、勝浦市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは5ページをご覧ください。

本案は、平成28年7月27日付、勝農水第173号により諮問された、「勝浦市農業振興地域整備計画変更(案)」について、本農業委員会の意見を別紙案のとおり回答しようとするものでございます。

なお、この件につきましては、7月27日付けと文書はなっておりますものの、実際には8月10日に受理をいたしまして、新旧対照表等の資料についても先週末に示されたという事情がございまして、内容について事務局の方で急遽確認を行ったものでございます。

内容については、お粗末な部分もかなりございまして、特に数字については明らかに誤りであるものもございました。

詳細な部分まで精査するには、時間が足りませんでしたので意見の内容については、大きな項目でというようなかたちで調整を行いました。

それでは意見の案につきまして、次のページをご覧ください。

中段記書きの下、1.意見ということで、4項目程挙げてございます。

まず1点目、計画書記載の管内農地面積等について、時点及び参照元が不明であるためこれを明記されたい。

また、当該面積等は当委員会で所管する農地台帳と整合がとれていないので、その旨について注意書きの方法により示す等の配慮を願いたい。

これが1点目です。

2点目としまして、農用地区域について、10ヘクタール以上の農地が連たんする区域に農用地区域外農地が点在している。

また、10ヘクタールに満たないが、生産性の高い農地が連たんする区域においても農用地区域外農地が点在している。

これらについて、農業振興の観点から農用地区域への編入を検討されたい。

これが2点目です。

3点目といたしまして、採草放牧地及び農業用施設用地について、実態を精査のうえ、実状を踏まえた見直しをされたい。

また、農地を2アール以上の農業用施設用地又は採草放牧地へ変更する場合は、農地法に基づく転用許可がいることから、詳細な資料をもって別途当委員会に協議されたい。

4点目といたしまして、個別事由による農用地区域除外案件については、事業の見込みが無いにも関わらず、あらかじめ除外するという事態が生じないように、転用事業の実現性が担保されているか否か精査されたい。

この4つとしています。

この意見を出すにあたっては、別様で計画案というものを付けていたかと思いますが、そちらの計画案がベースとなって、今回この意見という形にしております。

それで、細かい事を言いますと、まず1番については、面積が実際違っておりましたので、そこについての指摘というところですよ。

もし、農地台帳と違う数字を使うのであれば、それは農地台帳と合わないということを明記していただかないと、農地台帳の数字を提示したときに、どっちが合っているんだという話が必ずついてきますので、そういった事は注意書きで示していただきたいという内容です。

2番目につきましては、10ヘクタール以上の農地が連たんする、となっているのは農地法上でいう第1種農地に該当いたしますので、第1種農地のなかに除外されている農用地がありますと、そこを転用していいのかっていう話になりますので、そこは足並みを揃えて、きちんと連たんしているところが虫食いにならないように指定をされたいという内容になっております。

それで、3番目ですが、こちらに書いてあるとおり、2アール以上の農業用施設用地、倉庫であるとか、地面の舗装を伴う施設、基礎を回すようなハウス、こちらについては2アール未満であれば、届出だけでよろしいのですが、2アール以上となってしまいますと転用許可が必要となります。

採草放牧地についても、転用許可が必要となりますので、それを農業委員会のほうに協議が無いまま指定等をされてしまうと、こちらの立場もありませんので、それを協議されたいという風に意見を出しております。

4番目については、農振除外は除外でされましたけれど、実際は転用できないというケースが出ないように、農振除外の段階からきちんと転用事業の実現性が有るか無いかを確認の上、除外していただきたいということをおっしゃっております。

本来であれば、もっとあるのですけれども、農業委員会としてはこの4点ぐらいでよろしいかと思ひまして、案とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） ただいま、職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

ご質疑ある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり回答することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。



(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり、回答することに決定をいたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、報告第2号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について、及び報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 報告第1号、転用事実確認証明書の発行についてご報告いたします。

このたびの8月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は5件です。

転用完了につき転用事実確認証明書を発行いたしました。

続いて、報告第2号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出についてご報告いたします。

この届出は、許可のいらぬ、地方公共団体が行う公共事業に伴い発生する土砂の廃土処理について、農地に復元されないまま転売等が行われる事態を防止するために行われる手続きとなっております。

このたびの8月定例会にご報告すべき当該届出件数は1件です。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されております農地の賃貸借の解除・解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものでございます。

このたびの8月定例会にご報告すべき当該通知件数は1件ございました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらお願いいたします。

特にご発言がないようでございますので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議をされました案件は、すべて議了されました。

これをもちまして、平成28年勝浦市農業委員会8月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でございました。

(午後2時05分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年8月23日

議長(会長)

---

署名委員

---

署名委員

---